

第 1 期第 13 回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成 17 年 6 月 16 日（木曜日） 午前 10 時 00 分～午後 11 時 56 分
2 場所	市役所 4 階大会議室 A
3 出席者	【会長】新井明夫 【会長代理】黒木中 【委員】島谷晴朗、瀧島愛夫、株式会社中根総合建築事務所、中野恒雄、小宮國暉、神屋敷和子、島田清四郎
4 欠席者	【委員】小山豊
5 議題	福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業の換地設計基準について【継続審議】
6 傍聴者	7 名
7 配布資料	【資料 1】セットバック度数分布図、【資料 2】土地の権利関係の申告について（「まちなみ第 11 号」掲載予定記事

会長（新井明夫君） おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから第 13 回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。初めに、会議の成立要件の確認をいたします。事務局に、本日の出席委員数の報告を求めます。区画整理課長。

区画整理課長（羽村福寿君） 本審議会の定数は 10 名となっております。現在、9 名の委員に出席をいただいております。以上です。

会長（新井明夫君） 報告のとおり、本日の出席委員数は 9 名でございます。会議が成立していることを確認いたしました。

次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号 5 番の中根委員と、議席番号 6 番の中野委員にお願いいたします。

なお、本日の会議は公開で行うものといたします。土地区画整理審議会の傍聴に関する取扱要領第 2 条に基づく傍聴者は、現在 5 名でございます。

初めに、小山委員より、前回の第 12 回審議会における発言について、取り消したい旨の申し出があります。

本人は、今日、病気のため欠席の届けを受領しておりますが、その申し出がありました文書について、この場で口頭により発言の取り消しができませんので、提出されました書面について事務局から報告をいたさせます。

事務局で書面の朗読をお願いします。課長。

区画整理課長（羽村福寿君） それでは、朗読をさせていただきます。

「平成 17 年 5 月 11 日に開催されました第 12 回羽村駅西口土地区画整理審議会において、施行者の諮問範囲の見解に対する意見を求められた際に、『区画整理反対の会をだましてうまく丸めて』という発言をいたしました。不適切な表現であったため、この発言を含む諮問範囲の見解に対する意見のすべての発言を取り消したいので、お認めくださいますようお願いいたします。

平成 17 年 6 月 15 日。羽村駅西口土地区画整理審議会会長殿。小山豊。」 以上です。

会長（新井明夫君） 以上の申し出であります。これを認めることにご異議ございませんか。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 質問なんですけれども、これ、審議会会長宛になっているんですけれども、これは新井会長さんが、意見取り消しをするよう文書で出すようにと求めたものなのでしょうか。

会長（新井明夫君） 私のほうからお答えします。

そういう求めはしておりません。

委員（神屋敷和子君） そうでしたら、こういうような、助役といえども一人の個人が審議会委員の意見を制約するということができるのでしょうか。当日、審議会が終わった後、エレベーターの前で山本助役が小山委員に発言を取り消すようにと、強く言っているのは、私だけじゃなくて数名の方が見えています。

それで、例えば審議会の中ではお互いにいろんな言い方をすると思います。私なんか、「そういうふうに、笑いながら物事を言うのはやめてください」とか、この審議会の席で言ったことはあります。こういう形で後になって、助役といえども何の権限があって、例えば自分が気に入らないことを言われたからといって、こういう紙面で出すということは私はまずいと思うんです。

例えば言葉づかいの問題であれば、その場で、このあいだ会長さんはおっしゃったし、もし山本助役がこのことに関して意見があれば、この議場で、きちっとこの議場の中で言うべきだと思うんです。

それで、私の知っている限りでは、小山委員はお体を今、壊して入院しているので、それも審議会の前日の15日に病院にまで行って、こういうものに署名をしてほしいということと言うことは、非常な圧力になると思うんです。

それで、勝手にこういうことができるのであれば、審議会の言論に対する抑圧になるというふうには私は考えます。それと同時に、小山委員が言ったように、内容に関してこのように思っている人はたくさんいます。これを取り消すというけど、間違っていることではない、このとおりだと思っている方がたくさんいるわけなんです。

で、1つ言いたいのは、この審議会の場の中できちっと議論して、こういうことは、自分の意見があるのであれば、助役さんであっても言うべきだということ、それからもう1つは、前日に病院にまで行って、それから当日も強い口調で本人に言って、こういう書面を出すというようなことは、非人道的なやり方だと思います。

こういうやり方が非常に住民を傷つけて溝を深くして、住民の中には精神的苦痛ということで裁判をやりたいという方はたくさんいるぐらい、非常に傷つけられているわけなんですけれども、こういうことがなされていいのかと私は思います。

このように思っている人が多いということは、事業計画決定に関しても、反対の会の一部の者に対して図面は変えると言いながら、話し合いの席にのせて、今も変えていないというようなことで、その方が「約束を守らない市には協力しません」という看板をつけたぐらい、いろいろな形で小山委員と同じようなことを思っているという人は多いので、別にこれは、こういう形で削除させるというのは、私は非常に間違っていることだと思うのですが。

会長（新井明夫君） 今、いろいろお話がございましたが、削除させるということについて、会長としてはお答えしたとおりでございます。

なお、何ていいますか、強制とかいろいろお話が随所にございましたが、区画整理委員として選挙を勝ち抜いてこの席に出られた見識の高い方でございます。その方が書面にて審議会に出された内容でございますので、議事録を管理する審議会長としては、皆さんにお諮りをして、本人の申し出を許可するという手続をとったまでのことでございますので、いろいろこのいきさつについての発言については、これは何と言われようとも構わないわけでございますが、強制という点において、審議会長としてそういう考えはございません。

で、この会議の議事録については、繰り返しますが、審議会長が責任を持って管理するということでございますので、手続を踏んだまでのことでございます。これは皆さん方のご了承をいただきましたので、このことについては以上で打ち切りしたいと思います。

（傍聴者より発言あり）

会長（新井明夫君） 傍聴者は発言を控えてください。

なお、議事録の扱いでございますけれども、第12回の福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会の議事録は、これはその部分については一切手を加えない、そういうことで保管をいたします。

なお、当該議事録について外部から資料請求があった場合については、公開の原則にのっとりこれを公表いたしますが、その際は、その部分は黒塗りということになりますので、ご了承いただきます。

なお、本日の経過については、14回の、本日の議事録作成の際にその経緯が、発言の内容が載りますので、両者を見比べられますと、全体の流れがそこで開けるということでございます。以上でございます。

島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 今、小山さんの署名入りの撤回文書をいただきましたが、その前にちょっと伺いたいことは、なぜ病院に行って、そして署名をとったか。その前提になることは、前回の審議会の後、私はその場にいませんでしたが、聞くところによると、終わってから助役のほうからそれを申し込んだという経過がございますね。それに従って署名をとりにいったというふうな考えてよろしいわけですか。

会長（新井明夫君） その辺の事実経過については、つまびらかでございません。

委員（島谷晴朗君） そうしますと、これはあくまでも助役の意思としてそのことを要求したというふうに解釈してよろしいですか。

会長（新井明夫君） いかがでしょう。助役さん、何かご発言ございますか。山本助役。

助役（山本昭吉君） このことにつきましてご説明申し上げますと、急なことなので整理ができておりませんが、申し上げますと、前回の会議の中で、今、会長がおっしゃられたような内容の発言が小山委員からされましたので、そのことについては「事実をすべて確認されて小山さんはおっしゃってますか」というような、私は強圧的な言葉は、言動は使っていないと思います。

で、「もし、そうでないとすると、ご自分の責任において発言に確たるものがないとすれば、取り消されるようなことがあるのじゃないですか」、これはエレベーターの前ではなくて、会議室の中で申し上げました。で、小山さんはそのときに、「そうだな、それでは次回にそのことは申し上げます」というようなことで、1分か2分ぐらいのことだったと思います。

私も小山さんとは間柄でそんな強圧的な言動を使うような、そういう間柄ではございませんので、そういう姿勢といい

ますか、そういう口調で言った覚えはありません。

そういう中で、実は青木部長もそのことを知っておりましたので、今日、欠席されるというような話があったということです。小山委員のところに行って、その後の取り扱いについて相談したいという話がありました。私も、小山さんとの間柄ですから、自分で行ってその話をしたいとも思ったのですが、今おっしゃられるような、そういう疑念もあるということも考えられましたので、その後は私は一切かかわっておりません。

以上でございます。

会長（新井明夫君） よろしいですか。島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 今、助役のほうからの釈明がございましたけれども、僕は、小山委員がこういう発言をするということの内的な事情が当然あったに違いないと。そして、今、助役がおっしゃったように、それが事実にもとるか、もとらないのかという問題も当然あるには違いないと思いますが、しかし、その心情的にはこういうようなことを発言するに至る経過は、おそらくあったに違いないと思います。

今、神屋敷さんの発言にもございましたように、そういうようなことを当然、この小山氏の発言について賛成するような、ひょっとしたら、そういうことに拍手を送るような、発言に対して拍手を送るような住民は、いるであろうと。これはもう、私もそれを聞いておりますから分かります。

だから、そういうような経過がやはりあっての発言なので、そういう経過をやはりつまびらかにするということは必要。ただし、これは私が話をしても、これはせんないことですので、小山委員が口頭でやはりここで話をするということが、僕は非常に客観的にも公平性があるのではないかと思うんですね。だから、これはまたの機会に、もう一度口頭で説明を求めるといようなことであってもいいし、それから、今の発言撤回をしたことの意味も、できたら私は聞きたいなと思っております。

会長（新井明夫君） ご意見がございましたが、意見として伺っておきたいと思えます。

それでは、これから総括質疑の議事に入るわけでございますが、その前に、前回の審議会において求められております資料が施行者から提出されておりますので、その説明を施行者に求めます。指田羽村駅西口担当主幹。

（傍聴者より発言あり）

会長（新井明夫君） 傍聴者は静粛に願います。

（傍聴者より発言あり）

会長（新井明夫君） 静粛に願います。不規則発言は認めません。

（傍聴者より発言あり）

会長（新井明夫君） 4番 瀧島委員。

委員（瀧島愛夫君） やはり正常な場で審議会を進めたいと思えますので、会長のご指示に従えない方は退席を願いたいと思えますが。

会長（新井明夫君） 今、瀧島委員から発言がございましたように、傍聴規則にございます。今、再度の制止をしておりますが、さらに会長の制止を振り切って発言があるようございましたら、担当によって退席を命ずることがございますので、ご注意をいただきたいと思えます。

それでは、指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） それでは、説明をさせていただきます。

前回の審議会におきまして求められております資料でございます。

まず、資料1でございますが、島谷委員さんのほうから資料の請求がございました、「セットバック度数分布図」につきまして説明をさせていただきます。

これを前提の条件といたしまして、ここにも記載してございますが、建築基準法第42条第2項道路で、現行でセットバックをしている箇所の集計でございます。それから、セットバック部分の面積は、課税・非課税部分の合計に基づきます。それから、分筆していないセットバック部分の面積は、図上による計測値でございます。それから、件数は筆数で、1件が1筆ということで集計してございます。

まず、折れ線のほうですけれども、これが件数ですね、筆数と一致するものでございます。それから棒グラフのほうは、これが面積の集計値となるものです。

それから、42条の第2項道路につきましての説明なんですが、幅員4メートル未満の道で特定行政庁の指定したものは、その中心線からの水平距離2メートルの線をその道路の境界線とみなしますということで、セットバックということになります。

それで、細かい説明はあれですけども、件数の合計といたしまして、171件、171筆でございます。それから、括弧書きの18件につきましては、非課税の部分でございます。

それから、面積の合計としまして1210.13平方メートル、非課税部分につきましては229.62平方メートルということになります。

資料1につきましては、以上のようなこととございます。私どものほうでは、一番これが皆さんが分かりやすい図になっているかなということで、これを採用させていただきました。

それから2番目でございますけれども、これもやはり島谷委員さんのほうからお話のものでございますけれども、土地の権利関係の申告につきまして、お話をいただいております。内容については、広報紙の「まちなみ」等で周知をいたしますということで、「まちなみ11号」の掲載予定記事ということで、資料2を配付してございます。

まず、「土地の権利関係の申告について」。

土地区画整理事業では、整理前の土地（従前地）にある権利を整理後の土地（換地）に移すこととなります。従前地にある権利は、施行者（市）が土地の登記簿等により調査しますが、すべての権利（借地権などについては下に表がございます）が、登記されているとは限りませんので、登記されていない権利については、皆さんから申告していただく以外に施行者（市）は知ることができません。

このことから、所有権および所有権以外の未登記の権利、またはこれらの権利の変更、消滅等については、施行者（市）に申告していただきますようお願いいたします。

この申告がされない場合には、権利を持っていたとしても、その権利等はないものとみなして事業を進めることとなりますので、ご協力をお願いします、ということとございます。

それから、資料のほうでございますけれども、下の「申告していただきたい権利」。

(1)としまして、土地の権利関係の申告。1としまして借地権。これは建物所有を目的として土地を借りている場合の権利（地上権・賃借権）です。既に借地権を有している場合、または新たに借地権を有することとなった場合に申告をする必要があります。

この借地権の関係でございますけれども、借地権には地上権と賃借権とがございます。地上権につきましては、建物を所有するために他人の土地を使用できる権利、これは民法上の物件の1つということとございます。

それから地上権は、その権利を自由に他人に譲渡したり転貸することができる、というようなこととございます。まあ実際には、地主さんにとりますと、ちょっと不利な面があるというようなことで、ほとんど使用されていないというのが現状でございます。

それから賃借権。賃貸借契約に基づいて賃借人、借り主さんですね、が土地の使用を収益させることを請求できる権利、ということとございます。これは、民法上の債権の1つとなっているものとございます。

それから賃借権は、その権利を他人に譲渡したり転貸する場合には、地主さんの承諾が必要となっております。借地権は、ほとんどの場合がこの賃借権で設定をされているというのが現状でございます。

続きまして、表の2借地権以外の権利。建物所有を目的としないで、土地を借りている場合の権利（地上権・地役権・小作権等）です。この権利をお持ちの方も「借地権」の場合と同様に申告してください。

それで、この借地権以外の権利の説明ですけども、まず、地上権でございます。これは、竹木、いわゆる木とかかそういったものや、工作物を所有するために他人の土地を使用できる権利ということとございます。それから、それ以降につきましては、先ほど申し上げました借地権の内容と同じということとございます。

それから地役権。これも、他人の土地を自己の土地の利用、例えば通行ですとか水道ですね、水を通すときとか、そういったときに使用する権利ということとございます。これも民法上のブツケン（物件）の1つということとございます。

それから小作権。これは小作料を支払って地主さんから土地を借りて、耕作または使用する権利ということとございます。

それから、表に戻りまして3相続。土地所有者または借地権者が死亡している場合、相続人は相続の届出をしてください。届出がない場合は、事業を進めていく中で不都合を生ずることがありますので、ご協力ください。

相続の場合ですけども、これはまあ、届出がされませんと、仮換地をされまして換地処分等の通知を当然出すわけですけども、所有者がはっきりしないということになりますと相続ができませんので、申告をしていただきたい、ということとございます。

4その他。1～3以外にも次のような場合には申告が必要です。権利に変動が生じた場合。住所または氏名が変わった場合。なお、申告の際には、変更した内容が証明できるもの、例えば住民票や登記簿謄本など、をご持参ください。

それから、(2)としまして代表者選任届。土地を2人以上で所有または借地している場合に、代表者の方を選んでいただくために必要な手続ということとございます。

このような内容を、「まちなみ」の11号のほうに掲載をして周知をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

会長（新井明夫君） 説明が終わりました。

今の説明に対してご質問ですね。島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 今、資料について説明していただきまして、ありがとうございます。私のほうから、これは請求した資料でございます。今回これが、度数分布にして出してほしいということでお願いしたので、今回出てまいりましたので。

それで、これはどういうことで前々回にお願いしたかといいますと、私がこだわっているのは、1 つには縄延びとの関係です。それで、たびたび青木さんのほうから、「もうこれは決まった、セットバック部分の道路はもう道路として使用するものであるとあらかじめ分かっているのだから、これはもう道路として提供してもらおう」ということは、たびたび発言しておられます。

この西口地区というのは、そういう意味では既に市街地化しているところでありますので、今まで区画整理をしてきた羽村市のほかの地区とは、大きく事情が異なる状況であると思います。

で、そういう市街地地区で、セットバック部分をそういうふうにして、私はもう何回でも言いますが、悪い言葉で言えば「取り上げられる」と言うのと、必ず訂正の言葉が返ってきますけれども、そういう無償提供ということを考える場合、ほかの条件ともあわせてやはり考えないと、ここに住んでいる市民の方はたびたびこの質問をされる。やはり不公平感が拭えないという面があります。その比較として縄延びの面が必ず出てまいりますね。

私は、縄延びについては 100%認めて換地する、それをどうのこうの言っているわけじゃありません。だから、それはそれとして、既に得ている権利でございますからそれはそれとしていいんですが、それと比較して、あまりにもこのセットバック部分のところは、やはり考えてみれば、この資料を提供していただいて、やはり「ああ、なるほど、こういうものか」と、初めに予想していたとおりの結果であると、私はこの資料から思っております。

と申しますのは、やはりこういう宅地化したところでのセットバック部分ですから、そんなに広いはずはない。大ざっぱに計算しましても、件数が 171 で面積が 1,210 ですから、大ざっぱに計算しても 1 件当たり 7 平方メートルということになります。で、これをなぜ縄延びと比較するかといいますと、縄延びの場合には全体の面積が約 2 万 6,000、パーセンテージにしますと 6%ありますね。これは当然、道路やそういうものを含めての話です。宅地だけでやりますと約 7%に上がりますけれども、約 6%あるわけです。

で、こちらのセットバック部分は、いわゆる全体の、道路も含めましてですね、全体の面積からいくと 0.28、約 0.3%ですね。そうしますと、これはかなり大きな差になります。

ですから当然、このセットバック部分も 100%認めて換地してやればいいではないかというような、私の考えからすればそういうふうに思います。

会長（新井明夫君） 発言中、大変恐縮ですが、島谷委員、この資料に対する不明な点の質問にとどめていただきまして、いずれまともな換地設計基準案に対して、前回は申し上げましたが、意見を申し上げていただくと。で、その中には修正意見もあろうかと思えます。そういうところへ収斂していただければありがたいというふうに思います。

今は、この説明があったセットバック度数分布表、島谷委員さんの要請によって出てまいったわけでございますから、質問にとどめていただければありがたいと思います。よろしく願います。

委員（島谷晴朗君） そういうことで、今の会長のご意見もございましたので、この度数分布に対する質問はございませんが、住民の方から、度数分布というのはこのような図面ではないと、表ではないという指摘がありました。

私もうっかりしておりましたが、一体この図で、度数は一体どれになるんだという質問がありましたから、当然私は件数が度数であろうと思えますね。ですから件数を、ここでいう折れ線グラフです、折れ線グラフが件数に相当する。これが度数ですから、この度数に合わせた表をつくるべきだというようなお話がございまして、正確に言えば、まさにそのとおりだと私も思いますが、これは非常に、面積も出て、折れ線グラフで度数も出て、これは非常に詳しく書かれているということで、もちろん私はこれは見やすいと思っておりますが、そういう指摘もございました。

その指摘された表を事務局のほうにも提出して、こういうふうになるのではないかということ指摘してございます。この第 1 の資料については以上です。

会長（新井明夫君） 神屋敷委員。端的にひとつご質問ください。

委員（神屋敷和子君） このセットバック部分のことなんですけれども、このあいだ羽ケ上のことで、このセットバックはどう扱われたかということで、以前に、羽ケ上地区は事業認可が昭和 57 年、かなり前で、セットバック部分の指定も厳密に行われていなかったことから、詳細に明記されていなかったと。一覧表が出たときのことなんですけど、その後、現段階で平成 13 年に何とかがなされて、というような、何かそういう説明があったんですけれども、羽ケ上でのセットバック部分の扱いというのは、もう既に 0.3 だ、どうのこうのって、羽ケ上の例を出してということを書いていながら、前には、セットバック部分の規定も厳密に行われていなかったから、そう厳密にやってないような市から説明があったんですけれども、羽ケ上では実際にはどのような方法でやったのか教えていただきたいんですけど。

会長（新井明夫君） どなたが答えますか。指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） 羽ケ上の場合ですと、今回の西口のような扱いではなくて、評価の上で、コンマ3掛けですとかコンマ1掛けですか、評価の上で調整をしたというふうに認識しております。以上でございます。

会長（新井明夫君） よろしいですか。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） それは、非課税の部分とか課税の部分、どちらのことなんでしょうか。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） それは同じ扱いで、評価の上でやっているということでございます。以上です。

会長（新井明夫君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） そういたしますと、非課税であれ、課税であれ、セットバック部分は評価の上で0.3にしたり、0.1にしたりという調整をとっていったということでしょうか。

会長（新井明夫君） 青木部長。

都市整備部長（青木次郎君） 羽ケ上につきましては、先ほど神屋敷委員さんがその当時のことをお話しされたんですけども、セットバック部分のところについては、いわゆる換地を定めた。単純に言いますとですね、換地を定めた。そこで、非課税、課税についても、改めてそのところを区別しているということではないということでございます。

会長（新井明夫君） よろしいですか。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） もう一度確認しますが、非課税の部分であれ、課税の部分であれ、セットバック部分は換地を定めた。ただ、換地する場合の面積の評価は、0.3であったり、0.1であったりというような計算の仕方をしたということでしょうか。

会長（新井明夫君） 青木部長。

都市整備部長（青木次郎君） はい、そのように解釈して結構です。

会長（新井明夫君） ほかにございませんか。
ないようでございますので、資料2についてございますれば、ご質問をお願いします。島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 資料2。私もこれ、借地権の地上権だとか賃借権とか、地役権だとか、そういうのがよく分かりませんので、前もって事務局にお願いをして、具体的な例を入れて説明してくれるようにということをお願いして、このようにしていただきました。

それで今の中で、3番の相続のところ「不都合が生ずる」というところは、今の説明では、まあ何というんですか、仮換地設計にのらないことが起こると、そういうことですね。はい。

そのほか、結局この換地設計のときに申告をしていなければ、そういう作業の中には含めませんよというようなことですね。結局、あなたは借地権のあれを申告してないために不都合が生じる。その不都合の具体的な例としては、この換地設計の中にはもう、その部分については、何ていうんですか、計画の中に入れませんか、ということになるわけですね。

そのほか、いろんな細かいそういう不都合なことってあるんですか。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） その土地については、当然、含まれなければなりませんけれども、ただ、最終的に換地処分など通知を当然しなければなりませんので、そういった行政行為ができないということでございますので、それを申告していただく。一番よろしいのは、登記をしていただくのが一番よいと思います。

委員（島谷晴朗君） 登記をして、さらに申告するということですね。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） 登記をすればもう大丈夫です。

委員（島谷晴朗君） 登記をすれば、もう申告しなくてもいいと、そういうことですか。それからもう一つよろしいでしょうか。

会長（新井明夫君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 一番下の(2)の、これがちょっとよく分からないんですが、代表者選任届。これは、例えば土地の権利を複数で持っている場合がありますよね。それはそれで、そのまま申告するわけですね、登記の場合は。それをわざわざまた、1人の代表者を選ぶというのはどういうことなんですか。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） これは当然共有されているわけで、登記上で共有されている場合、そういった場合に代表を決めていただいて出していただく、そういうことです。

会長（新井明夫君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 実際には、複数で権利を持って登記されていけば、当然、換地もそれぞれの名前で換地のあれが行われるわけですね。で、それを代表者を選んでその人だけにするというのは、僕は、逆にこういうふう考えたんです。ああ、事務上の手続で連絡をしたりとか何かのときに、一人ひとりの地権者に出すよりも、そういう代表の人を選んでおいてくれれば、そこへ行けばみんなに、その権利者のほかの人にも通じるだろうと、そういういわゆる事務手続の簡略化をねらったものなのかなと思った。そうじゃないんですね。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） 委員さんのおっしゃることも当然あると思いますけれども、共有の場合ですと、選挙にやはり関係があるところがございますので、代表を出していただいて、当然それで権利が、選挙権が得られますので、それが大きな部分であるところですよ。

会長（新井明夫君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 審議会委員の選挙のときには、確かにこういうふうな手続をいたしましたね。ですから、僕、これをもって、あれ、審議会委員の選挙のときの表がそのまま来たのではないかと実は思ったわけですよ。この代表選任届というのは、審議会委員の選挙のときにはこうやったけれども、換地のようなときに、こういう選任をして、そして代表者を選んでやるのは、一体何のあれがあるのかなと。

そうしますと今の説明では、いわゆる審議会委員選挙のときに、この(2)のところが必要なんだと、そういうことですね。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） そういうことで、ここは大きな部分になります。

会長（新井明夫君） ほかに、資料2について。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 今、指田主幹さんが、ここは大きな部分になるとおっしゃったんですけど、これは権利を調べる予定記事であって、選挙はまだまだ先ですよ。だから、この部分というのは必要な部分なんですか。

会長（新井明夫君） 指田主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） これは常に、まあ審議会委員の選挙というのは任期が5年ということになってございますけれども、やはりこういうことも含めて周知をしていかないといけないということで、記載したものでございます。

会長（新井明夫君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） しかし、手続をしなきゃならなくなるわけですよ、2人以上で所有している人は。借地とい

う場合は新たにここで、まあ、前にもやっているとありますが、借地の場合の権利の申告というのはわかるんですけども、2人で所有している場合は、選挙のときには前にやりましたけれども、またこの段階で、このような代表を選ん
でというような手続が必要になるのでしょうか。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） それがすぐに必要かと言われますと、ちょっとその状況にないかとも思いますが、変動する場合もございますので、できるだけそういう場合があったときには申告をしていただくということが、施行者のほうでも把握ができるということで、よろしいかと思えます。

会長（新井明夫君） ちょっと、発言がぼそぼそ聞こえますが、ご注意ください。
神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 変わった場合にやればいいんじゃないでしょうか。ですから、これは選挙のときとか、変わった場合はということで。わずらわしいですよ、非常にこういう手続というものは、忙しい生活の中で。だから最小限にとどめるべきだと思うので、これは私は要らないと思うんですけど。

会長（新井明夫君） 青木部長。

都市整備部長（青木次郎君） 確かに今、神屋敷委員さんがおっしゃるように、ここであえて至急出していただくということではありません。ただ、いずれにしても、事業を進めていく上では、やはり権利がどうなっているかというのは、やはり施行者として把握していきたいというものはあります。そういうことから、変更があった場合にはぜひ出していただきたいというふうなことを、これからも書き添えて、権利者のほうにわかるように周知したいと思います。

会長（新井明夫君） 今、青木部長から発言がございましたように、この代表者選任届はそのような注釈を加えると、こういうことですから、ご理解をいただきたいと思えます。
島谷委員。

委員（島谷晴朗君） よく分かりました。市の言っていることはよく理解できます。ところが、この(1)の土地の権利関係の申告と、(2)の代表者選任届。これ、質的に全然違うんですね。違うんです。

ですから、これは「まちなみ」とかなにかで地区の人たちに配るわけですから、分かりやすく、あまりその他の煩雑なものを含めないほうがいい。で、この代表者選任届は、(1)の土地の権利関係のように、もちろんこれは所有者が変われば当然登記もしなくちゃいけないし、それから、そのことをまた市にも連絡しなくちゃいけないし、そういう手続、これをやらないと大変なことになります。代表選任届なんていうのは、その中で誰がなるか、そんなの分からない。非常に民意的ですよ、(1)に比べれば。だから、これは僕はないほうがいいのではないかと。

私みたいにもう全く、見て「あれ、どうしてこういうふうなことが必要なのか」と、やはり疑念を持つ。私を標準に考えてくださったほうがいいですよ。そういう考えです。

会長（新井明夫君） 何かございますか。青木担当部長。

都市整備部長（青木次郎君） 権利の方がよくわかるように、私のほうといたしましても、整理して周知したいと思います。

会長（新井明夫君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） そうすると、地上権とか、賃借権とか、地役権とか、そういうものの説明もやはり載せて、あと、「不都合を生ずることがあります」という、ただ一言じゃなくて、どのような不都合が起こり得るのかというようなことを、やはり具体的に書いて差し上げないと、住民の方は分からないと思うんですね。で、そこのところは書き加えたほうがいいと思うんですが。

会長（新井明夫君） 今のご意見を体して、ひとつパンフレットをつくっていただくということで、会長からもお願いしておきます。
神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） そうすると、この「まちなみ」が配られたときには、申告用紙も添付されているのでしょうか。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） そうですね、それが無いといけないと思いますので、挟むような形で付けたいと思います。

会長（新井明夫君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） そうすると、その添付された書類に、借地権の方なんかは地主の判こもいるのでしょうか。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） 地主さんの印鑑も必要になります。以上です。

会長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） そうすると、その申告用紙のところに地主の印がもしもらえなかった場合というのは3番のところの「不都合を生ずることがある」という方向にいく可能性はあるわけでしょうか。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） 相続のほうの関係でしょうか。

委員（神屋敷和子君） というか、用紙が挟まれるわけですよ。で、借地権なんかの申告をするわけですよ。

会長（新井明夫君） ちょっと、質疑応答でやりますから。神屋敷委員、じゃあ、もう一度ご質問を続けてください。

委員（神屋敷和子君） よく分からないので、もし分かっている方がいらしたらお話ししていただきたい。

会長（新井明夫君） 今の質問の趣旨は分かりましたか。

都市整備部長（青木次郎君） 分かりました。

会長（新井明夫君） 青木担当部長。

都市整備部長（青木次郎君） 今、主幹がご説明いたしました、先ほど、こういうふうな形で皆さんに、権利者の方に周知いたしますので、そこで神屋敷委員さんが「用紙も添付するんですか」ということですが、これはいろいろ人それぞれありますので、それは書式を添付しても、要る、要らないがありますので、そのところはまた別な形で、申告用紙または、申請用紙は別にしたいと思います。ただ、「こういう書式です」というのは、皆さんにお知らせするという形にしたいと思います。

それで、この借地権というのは、当然、地主がいて、借り主がいるわけですから、そのところの地主の印鑑もなければ借地権というものは認められなくなりますので、当然、所有者の印鑑も必要になってまいります。

ですから、不都合が生ずるとか、生じないとかということじゃなくて、借地権というものが、これは地主と借りている人の、その借地権という権利がついていくためには、両者の印が要するというふうな形になります。ですから、これは不都合が生ずるとかという解釈ではないということです。

会長（新井明夫君） ちょっと今の説明ですが、そのことでフォローされるご意見があればしていただけますか。瀧島委員、どうぞ。

委員（瀧島愛夫君） 私の考えは違うので、確認をしたいんですけど。

要するに、土地の権利関係というのは、もう我々の区画整理の審議会委員の選挙のときに調査されてますよね。要するに変更があった場合に必要だということでしょう。すべての権利者が改めて申告をし直さなきゃいけないということじゃないんでしょう。そういう今、話じゃないですか。

会長（新井明夫君） それから、ちょっとお待ちください。黒木委員。

委員（黒木 中君） 今の瀧島委員さんの話もそうだと思いますし、それに続けて、多分そのときの借地権の権利の把

握をされたときには、地主さんの判こがついてないものもあったんじゃないかなと思うんですけども、それは民法とか、建物保護法とか、借地借家法とか、そういうものに基づいてきちんと判断をされて、借地権者の中根委員さんが代表で出てこられてますけれども、そういうことで、もう確定は一旦してるんだと思うんですよ。

このあいだ質問があったので、「そういう漏れている人がいたらどうするんだ」ということだったので、再度、注意を喚起するという意味合いのことですよ。だから、最初から全部手続をし直すということではないということですよ。

会長（新井明夫君） じゃあ、先の委員の意見に対して。青木部長。

都市整備部長（青木次郎君） これが必要だというのは、これは審議をしていく過程の中で、申し出換地とかいろいろなところがありまして、申告をしてない方もおられるのじゃないかということから、よく権利者に周知してくださいということでありましたので、新たにどうということではありません。

ですから、今まで未申告の方です。要はもう、一度申告している方はいいわけですけども、まだ申告してない方もしおられれば、こういうふうな形で届出を出していただきたいということでございます。

会長（新井明夫君） 会長から申し上げますが、お願いしますが、その趣旨がこの資料には欠けているのではないかなということで判断して、今、いろんな委員さんからお話があったわけですから、それを体して、パンフレットが誤解のないように、分かりやすく。

それから神屋敷委員からも、注釈をつけなさいというご意見もあったわけでございますから、総合的に勘案して、権利者が手にとって、すぐわかる、そういうパンフレットに、ぜひ、していただきたいと会長からお願いしておきます。

ほかにごありますか。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） いろいろ区画整理のところでは勉強していると、借地の方などが未申告のままだと、権利が一緒に動かないというか、何ていうんですか、権利がなくなってしまうというか、そういうようなことが起こるというようなことを勉強したことがあるんですけども、結局、この未申告の場合に、市のほうに報告してくださいというのをやりやすいようにしておかないと、後ですごくトラブルが起こってくると思うんですね。その辺のことは、非常に行政のほうは配慮してやらなきゃいけないと思うんですけど。その辺はどうでしょうか。

会長（新井明夫君） もう一つ具体的に、やりやすい方法で何か案があったらつけ加えてください。

委員（神屋敷和子君） 例えば、今、申告用紙は配らないとおっしゃったんですけど、じゃあ、「未申告の場合には電話してください」とか、何か方法を考えないと、最後までトラブルを引きずっていくということがあるのじゃないでしょうか。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） おっしゃるとおりでございますので、その辺につきましてはそれらを十分注意をしながら、この中でわかるような内容にしていきたいと思っております。

会長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） それで、非常に、土地所有者の判こをもらったりとか、いろんな手続が借地の方には出てくると思うんですけども、以前、説明会が平成15年の12月にあったんですけど、そのときに市が、地主の方は印を押すと損するというふうなことをおっしゃっていたというふうなことを聞いたんですけども、それってどういう意味なんでしょうか。

会長（新井明夫君） 青木担当部長。

都市整備部長（青木次郎君） ちょっと、どういうふうなことでそういうふうにしたのか、ちょっともう少し具体的に内容を教えていただければと思います。

会長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 先ほども、指田主幹さんの発言の中でも、「地主には不利になります」という言い方をされてますよね、先ほど。やはりそういう言い方というのは、非常に行政の側としては、公平公正である立場なので、そういう言葉が説明会等が出てきてしまったのではないかなと思うんです。

私のほうも、住民の方からそういうことを言っているのを聞いたということなので、またちょっと詳しく聞いてみても

構わないんですけれども、先ほども指田主幹さんのほうからそうおっしゃったんですけれども、その辺の言葉の使い方というのは、行政のほうとしては、すべてここの地域、43ヘクタールに住んでいる方々が公平公正であることと、つらい思いをしないようにという配慮の上で、人間性あふれる行政としての行為をしていただきたいと思うんですが。

会長（新井明夫君） 黒木委員。

委員（黒木 中君） 私も、先ほど指田主幹がそういうふうなお言葉をお口にされたのを聞いたんですけれども、ちょっと誤解があるようですので、ちょっと私のほうから、すみませんが説明させていただきますけど。

先ほど、そうおっしゃったのは、借地権の説明をされるところで、借地権には地上権と賃借権があって、地上権のほうは地主さんに不利になるので、あまり地上権というものは現実には存在しませんということをご説明されたので、別に、通常は借地権というのは賃借権で、多分ほとんど今回も全部、賃借権じゃないかなというふうに思うんですけど、羽村の今回の区画整理の場合。そういう説明の中で、そういう言葉をお使いになったと思うんですが。

会長（新井明夫君） 今のよろしいですね。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 今の件は、じゃあもう少し調べて。

あと、私たちの検討会の中で、地上権、賃借権、地役権、小作権とか、そういうものの言葉の、やはり何ていうか説明を、裏に紙があるんだから、そこに載せるとかしていただきたいということを申し入れたと思います。今日の審議会の前に。会長さんのお言葉もありまして、「審議会の前にそういうことは」ということがありましたので、そういうことをお伝えしたんですけれども、今日出ていないので。

それとあと、このあいだ、中根委員さんが言った裁判事例。最高裁の判例を知っておくといいということだったんですけども、ちょっと簡単には調べたんですけど、これかなというのはあったんですけども、そういうのも、市はやはり資料として配っていただかないと、分からないと思います。

それから資料として、これが単なる手続で、「未申告者の借地権の方々の手続はこうやるんだよ」というだけのことなんですけれども、以前、小山さんなんか質問したときには、補償がどういうふうにされるかというようなことだと思うんです。

で、それは黒木委員さんからも、「いや、それはそのままですよ」というような、「ほかと変わらない、権利が動くということですよ」ということだったんですけども、そういうような具体例ですよ、そういうのも載せていただきたいし、「こういうトラブルなんか具体的なにはあるけど、こういうのは避けなきゃならない」というようなことを書いたような説明資料を私は期待していたので、そういうものを出していただければと思います。

会長（新井明夫君） 資料について、前回から、余白にはその注釈を載せてくれとか、いろいろご意見があって、地権者にとってはそれが非常に分かりやすいことになるのかなというふうに思います。ですから、そういった発言を勘案して、資料の作成をしていただければありがたいと思いますが。総括的にちょっと資料の作成について、青木担当部長、ご見解を。

都市整備部長（青木次郎君） これにつきましては、それぞれ皆さん、いわゆる周知度合いというんでしょうか、周知している内容も千差万別だと思いますので、極力、権利者の立場に立って、より分かりやすいような形に、具体的に特に専門用語とかこういうふうな、なかなか聞き慣れない言葉につきましては、注釈を入れて資料を作成したいと思います。

会長（新井明夫君） 資料の作成については以上といたします。
資料についてですね。島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 先ほどの神屋敷委員の説明にちょっと補足させていただきますが、先ほど出てまいりました、前々回に中根さんのほうの発言で、未申告の場合の借地権者の、これは小山さんの発言から来たんですが、いわゆる借地権の人のホショウ問題ね。ホショウと言ってもどういうホショウなのか、よく分かりませんが、議事録にも、そのホショウというところはカタカナで書いてあるような状況ですから、どういう意味が分かりませんが。

それに関連をして、専門家である中根さんのほうから発言がございまして、そのことについて私も分からないので、きのうですけど、遅かったのですが、きのう事務局のほうに、「これ、一体どういうことなのか分からないから説明してほしい」というお願いがございました。今日はやはり、時間的に間に合いませんので、次回にまた、その資料を出ささせていただくというふうになっておりますので、その点、補足させていただきます。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） 島谷委員さんが今おっしゃいましたとおり、昨日、島谷さんのほうから、判例の件をやっていただきたいということでもいただきましたものですから、今調べているところでございまして、今日間に

合いませんでしたので、次回に。

会長（新井明夫君） 次回、この席でそれが出て説明があると、こういう理解でよろしいですか。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） はい。

会長（新井明夫君） よろしくをお願いします。

それでは、資料2つについての質疑を打ち切りまして、引き続き総括質疑ということでございますので、ご発言を許可いたします。8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） まず、身近なことで、前回のことなんですけれども、換地設計決定手続ということで、換地設計（案）ができた段階で、すいません、これは指田担当主幹の言葉なんですけれども、確認用の5ページに出てるんですけど、換地設計手続ということで「換地設計（案）ができた段階で換地設計（案）を皆さん方にお示しします」ということで、「皆さん方」ということが何カ所か出ているんですけど、その「皆さん方」という言葉は権利者なのか、審議会委員なのかよく分かりません。

それで、同じ日に青木部長さんが言ったときにも、それは「皆さん方」という言葉を確認した覚えはあるんですけど、「皆さん方」と言うと、審議会委員なのか、権利者なのか、住民すべてなのか、そういうことが分からないので、はっきりとそういうときは「審議会委員の皆さん」とか、そういう形で言っていただきたいと思います。

それで、この5ページの下の方の、「換地設計（案）ができた段階で換地設計（案）を皆さん方にお示しすると」というのは、これは権利者ですよ。で、「これがいわゆる供覧と言われているものでございます。換地設計（案）の発表、これが供覧ということでございます。」って。「これは、ちなみに羽ヶ上なんかの場合、10日間供覧を行っていることでございます。これは法的規定はないんですけれども、やはり当然、皆さんに見ていただいて」というのは、これは権利者のことを言っているのでしょうか、審議会委員のことを言っているのでしょうか。

それからその後でまた、「案の発表をした後に皆さんからご意見をいただいて」というのは、これは権利者というふうを確認してよろしいのでしょうか。ちょっとそこを教えていただきたいんですけど。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） 供覧の関係等についての説明につきましては、権利者の方々ということでございます。先ほど3カ所ぐらい出ておりましたが、権利者の方々に見ていただいて、権利者の方々からご意見等を伺うと、そういうことでございますので、よろしくをお願いします。

会長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） そうすると、「これは法的な規定はないんですけれども、やはり当然、皆さんに見ていただいて」の「皆さん」も、これも全部、権利者ということでしょうか。

会長（新井明夫君） 指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） はい、そうでございます。

会長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） それに関連して、23ページに出てくるんですけど、「換地設計（案）を権利者に、案の段階で私が見せていろいろ聞かないと、いろんなケースが出てきてしまって、一人ひとりのシミュレーションをしないと分からない」と。「セットバックのことはセットバックのこと、減歩緩和のことは減歩緩和のこと、評価のことは評価のことというふうにとまらなくてやられた場合に、いろんなケースが出てくるので、そういうのは権利者の方に見ていただいて、審議会にいろいろな質問を上げてもらわないと責任は持てないんです」って私が言ったら、山本助役さんのほうで、「換地は施行者である市長の責任において行うわけで、基準について皆さんに諮問して行って答申をもらい、それをもとに市長が、施行者が責任を持って換地していくんですよ」というようなことを申されたんですけど、そのとき、時間がなくて私は質問できなかったんですけど、まず、住民が意見書を書けるという状況になるには、住民がかなり理解していないと換地設計基準（案）とか土地評価基準とか、土地の評価とか、そういうのを理解していないと、まず意見書は書けないと思うんですね。

それから、意見書や行政不服審査請求というのは、市長名で本人に回答とかそういうのが来るかもしれないんですけど、中身を見ると、換地設計基準でこういうふうになりました、土地評価基準でこういうふうになりました、というような回答がなされるわけなんです。

そうすると、その換地設計基準にかかわってきたのは我々であって、非常に責任というのは、やはり幾ら市長名であるからということでも言われても、責任は非常に重いわけです。一人ひとりの地権者の方の人生から、財産から、全部背負わなきゃならないということは、実際にはあると思います。

それで、後で、青木課長さんのほうも、換地のAの人がどうしてAの場所になったか、Bの人がどうしてBになったかというようなことを、私たち審議会委員に説明をしますというようなことが前回言われたんですけども、そういうことを言われても、私たちもかなり理解していないと分からない、ものすごく問題があるということがあるので、やはりいろんな意味で換地設計基準（案）の段階で住民に見せるとともに、我々にとっても評価やなんかをもっともって教えていただかないと、後で、どうしてこういうことになったのかということで問題になる可能性は非常にあると思います。

で、ほかの地域のところでも、審議会委員の方が、後で結果的にこういうことになってしまって、どうして審議会委員のときに分からなかったのかということで、涙を流されていた方もいました。

それから日野市なんかでは、裁判の中で、どういう資料をどういうふうに審議会委員が勉強していつているのか、審議会委員がどういう発言をしたのかということで、審議会委員の責任問題も問われているところもありますので、やはりその辺は住民および我々が徹底的に勉強しないと、私は、1つ1つのケースについて責任を持ったことができないと思うんですけども、ここの山本助役さんの発言の「市長の責任において行うわけなので説明は要らない」というようなことは、どういうふうに理解していいかということでご質問したいんですけど。

会長（新井明夫君） 青木担当部長。

都市整備部長（青木次郎君） 当然、これは施行者が定める換地設計をするわけですね。その中で、審議会委員さんには審議会委員さんの権限の中で審議していただくわけですね。換地設計がいわゆる絶対的な公平性がとれてできているかというのは、それはやはり審議会委員さんの考え方というか、審議会委員さんの立場で、それに対してご意見なり言っただくというふうなことだと思うんですね。

いずれにしても、施行者が換地設計案を皆さんにお示しするわけですから、その中で当然、施行者として説明をし、その中で委員さんの不明な点については施行者として説明していくというふうなことになるかと思えます。

会長（新井明夫君） 3番・島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 今のことに関連してですけども、確かにそのとおりで、市長の権限で市長が責任を持ってやるというのは、これは当たり前なことなんですね。でも、実際問題、今までの経験からいって、なぜ審議会で、もう少しこのところを話ししてくれないか、そのときにそれをしておけば、こういうことにならなかったんでないかというような、いわゆるその地区の地権者のほうから意見が出てくると、やはり審議会委員としては、そういう人たちの票をもらってなっているわけですから、どうしても責任を感じる。

それはもう、審議会委員の権限外のことだから、それはあなたのもちろん責任ではありませんよと、それはそうですね。法的にはそうかも分かりませんが、しかし、人間としてはそういうふうにもいかなないところもあります。ですから審議会委員として、やはり住民にいろいろと尋ねながら、意見を聞きながら、ここへ私も出てまいります。十分に私はそれを反映しているとは思っていないんですけども。

そういうわけですので、そこのところはやはり、よほど慎重にしないといけないという考えから、いろんな細かなことでも質問させてもらっているわけです。

で、今のように市長の権限で、責任で、もちろん市長が全責任を負うわけですから、最終的にはとってもらいますが、でも、それは結局、工事が終わった段階になれば、不満があってもやはり地権者としてはそれをのまざるを得ないという、これが実情だと思う。そのときに、少なくともですよ、少なくとも、まあ、市は誠実にやってくれたとか、あるいは中立的に公正にやってくれたとか、そういうようなことが伝わるようなことであれば、十分にそれは受け入れられるし、そしてそういうことに対して信頼も寄せるであろうということがあります。

したがいまして、私もたびたび、前回に自分でも分からない質問をして、会長から「もう少しそれをまとめて」と言われても、「ちょっと分かりませんので、次回にさせてください」と言って質問をそこで取りやめて、今日、今のことに関連してちょっと質問させていただきたいと思っているんですね。

私の質問の仕方が悪かったということは、私もよく分からなかったんですが、その質問をこういうふうに変えてみました。そうすると分かっていたかと思うんですが、それは、いわゆる換地設計をするときの割り込みの方法ですね、割り込みのときの方法。これはもうたびたび言っているんですが、手加減、さじ加減ではない。やはりケース・バイ・ケースという難しい問題もあるけれども、そこは透明性をもってやらなくちゃいけない。でないと、公正か中立かの判断はつかないわけですから、透明性でなくちゃいけない。

で、割り込みのときの方法はどんなルールを使って行うのかと、こういうふうに質問を変えれば分かりやすいでしょうかね。そういうルール、そのルールなるものは、一体どんな名称で、幾つぐらいあるのかなということもちょっと聞きたいんですね。お伺いしたいんです。この質問じゃあ、ちょっとだめですか。

会長（新井明夫君） 会長から申し上げますが、いずれにしても、換地基準をつくって、それから今のご指摘の割り込

みの作業に入る前に、施行者からそのルールの提出を求めて、この審議会で揉んでいくということが、今のご心配の点についての対応策かなど。

これはもちろん、委員の皆さんがそれをしてほしいということで、総意でない、総意といいますか、おおかたの委員さんの賛同が得られないと手続上はどうかと思うんですが、会長として、今のご質問の趣旨を伺った段階では、換地基準を決める前に具体的にその先の事業の内容をどうということは、ちょっと無理かなど。

それから、前回、神屋敷委員からのご発言でも、その先の作業について、どうしてもそこへ行きたいわけですよ。で、そのところはまだ、霞のペールの中にあるわけですから、そこを早く剥がしたいという気持ちは会長としてもよく理解できるのですが、まず、その物差したる換地基準をまとめて、で、次の段階でそこへ入っていくということじゃないかなというふうに思います。

私の、会長の見解に対して、施行者のほうで法的にもおかしいよという点があれば、この際、指摘をしていただければありがたいと思うんですが。何かございますか。青木担当部長。

都市整備部長（青木次郎君） 特に指摘ということじゃありませんが、この換地設計基準（案）を今諮問しているわけですので、それに対してご意見をいただいて、いずれにしても、皆さんから出た意見は当然尊重していかなければならないと思いますし、そこで修正箇所があれば修正して、換地基準をまず定めます。

そしてその後は、今度は実際に実施していくための要領というんでしょうか、そういうものを当然定める必要があるわけです。これは前々回でも、たしかご説明を、ご質問されたときに回答しているかと思いますが。

ですから、それはやはり施行者としてそれを定めますので、定めたものは皆さんにご報告するというごことばでございます。そこで、いろいろ当然ご意見はあるかと思いますが、一応、施行者として定めたものを皆さんにご報告させていただくというふうな流れになっております。

会長（新井明夫君） そういうことをご理解いただければ。まあ、いずれにしても、区画整理ですから、1つの器の中へ、今までの条件とは違ったかたちのところからそこへ収めるわけですから、非常に難しいのは、AさんがいいとBさんが悪いとか、BさんがよければAさんが悪いとか、なかなかこう、状況によって非常に難しさがあります。

で、島谷委員さんがいみじくも指摘されたように、ルール化された、要するにこの審議会委員が共有できる理解の中での共有ルールによってやれば、まあ満足じゃないけれども何とか我慢してもらえるのじゃないかというような、その辺のルール化ができれば、この事業は非常にありがたいと思うんですが、それですら、なかなか至難な事業であろうかというふうに思います。

いずれにしても、冒頭申し上げましたように、基準をつくった後、そういうところへまた力を注いでいく必要があるのだろうというふうに考えています。

ほかの件ですね。8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 先ほどの私の続きなんですけれども、結局その案の段階で、今まで私道のところは、「まちなみ」とかで配って皆さんにお見せしたわけですよ、住民の方に。それなのに、その後に関しては一切、案の段階ではお見せしないというのは、何か理由があるんでしょうか。

会長（新井明夫君） 前回同じような質問がありましたですね。要するに、私道の説明については、まだこの審議会で決定してないんだけど、（案）がついた段階で権利者の会議に、「今、ここまで審議会で議論してます」という報告をなさったんだろうと。それを指摘されたんですね。で、前回、そこから先、なぜやらないんだという質問もあって、当局のほうからお答えがあったと思うんですが。前回の答えではご不満なわけですね。

委員（神屋敷和子君） はい。理由が分からないんです、やらないという。

会長（新井明夫君） 青木担当部長。

都市整備部長（青木次郎君） 私道の部分についても、具体的にまだ審議会で審議している内容を権利者の方にご説明しましたが、もうこの次は、そこでそういうふうな諮問されたものに対して審議会から意見が出されて、それを市が修正したものを今度は権利者に出すというふうな段階なんです。ですからまだ、今ここで議論を皆さん、議論というかそのことについてご審議いただいているわけですから、この案に対してご意見をいただいて市が決定した時点で、今度は権利者のほうにお示ししていくというふうなもう段階だというふうに考えております。

会長（新井明夫君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 途中までは、途中経過を言って、あとはもう決まったという形でやるということは、何か非常に理由がはっきりしないんですけど。

会長（新井明夫君） 会長の印象を申し上げて恐縮なんですけど、私道が皆さんにとって非常に関心があるという指摘が、この委員会の中であつたと思うんですね。そういうことで、途中経過であってもその部分については、という施行者の選択もあったんじゃないかというふうには私は理解しているんですが、違いますか。青木担当部長。

都市整備部長（青木次郎君） 基本的に変わつたというところはありません。いわゆる換地設計基準（案）の中ですと、私道、特にセットバック部分については、当初ご説明しているように、課税、非課税で、換地するか、しないかというふうな最終的な選択肢というふうなことでご説明いたしますので、そのところはこの審議会において、いや、先ほど島谷委員さんもおっしゃってましたが、全部それは非課税であっても換地すべきではないかという、もしそこが出てくれば、やはりそのところはひとつ、施行者としたらそのところはその意見に対して、皆さんが最終的に、審議会としてやはりそこはそうすべきだということがあれば、そのところを、市としたら何らかの形で修正を加えていかなきゃならない。

会長（新井明夫君） ちょっと発言中恐縮なんですけど、要するに今の質問はね、全体案ですよ、換地基準は。だけど、案なんだけども、その中で私道まで案の段階で住民に説明したんだから、後の残りを、なぜ、案の段階で説明しないんだということ。

都市整備部長（青木次郎君） いや、これは一応、一通り、案の段階では権利者の方に説明しておりますので、審議の内容についてご報告はしてはおりませんが、案の段階では市の考え方は権利者の方に説明しております。ですから、今審議している中では進展が、進展と言ったらおかしいんですが、進展がありませんので。

会長（新井明夫君） 質問者と、それから施行者の答弁との違いはないということですか。こちらは、してないと。青木担当部長。

都市整備部長（青木次郎君） はい、なぜ説明しないかということですが、今、審議会で審議している中で、権利者の方々に具体的な内容をお示しする段階でないというふうには考えております。

会長（新井明夫君） ちょっとよく分からない。
7番・小宮委員。

委員（小宮國暉君） 今の議論といいますか討議について、前からいろいろ考えていたんですけど、やはり換地設計基準そのものを持ってきて。部分的に換地設計基準について審議しますよというのは、それはもう「まちなみ」で皆さんにお知らせしたとおりだと。それから部分的には、私道云々ですか、これも「まちなみ」の中に入っていたと。

もっと、今、その後に、申し出換地のことや、そのほかいろいろここでの審議事項というのは出てきますけど、私は、審議の途中であっても、こういうことを審議しますよというのを、広く、いわゆる「まちなみ」という手段をとるのも結構だし、権利者一人ひとりの方へ、同じ質の、同じ情報をオープンにしていく。で、それが決まったか決まらないかという段階は、当然ながらそれはその時点で流せばいいと。

こういうことを審議しますよ、より詳しく、それをオープンにしていくと。そうすれば、まあ説明会なんていうのは、ほんのこれ、機会であつて、行けない人がいるわけですよ。説明会でやったからオープン化した、これは全然なりません。私の印象です。そういうことです。広く、途中であつても、途中なら途中と。どうでしょうか。

会長（新井明夫君） 青木担当部長。

都市整備部長（青木次郎君） これにつきましては、換地設計基準（案）につきましては、市の考え方につきましては「まちなみ」でお知らせして、私道とか減歩緩和のことについてもご説明いたしましたし、申し出換地のところについても、詳細ではありませんが、こういうふうな形というのはい度、市の考え方としてですね。

ですから、それを今度、審議会で審議していただいているわけですので、その内容を、じゃあ具体的にこの辺まで進んだという過程のご説明が、実際問題、ここでするか。ただ、やっている内容については当然お知らせを、やっている内容というか、審議会が開かれますとかというふうなお知らせはいいかと思うんですけども、そこで今やっていますこの内容をまとめて、「こうなっています」というのは、なかなかお示しできないというふうな、今、現段階というふうには私の方は考えております。

当然、節目節目では、権利者にお知らせしていかなければならないというのは十分理解しております。

会長（新井明夫君） 9番・島田委員。

委員（島田清四郎君） 今回から換地の設計基準（案）の総括に入ってきておりますけれども、私からも若干の意見と質問をいたします。

まず、この基準（案）は、今年の7月の審議会に上程以来今日まで、提案第1の「目的」から第14の「その他必要な事

項」まで、委員の皆さんの熱心な討議が交わされております。

この事業の根幹をなします設計基準（案）は、区画整理法に加え、道路法、建築基準法、不動産登記法等がかかわり、複雑かつ難解なところもありましたが、全体的には私はこの設計基準（案）で換地設計を進めてよいと思います。

しかし、これはあくまでも基準であり、区画整理を進める上で、この基準では処理できないケースも出てくることも考えられます。こうしたときには、遅滞なく審議会にかけていただきまして、十分に討議して公正な処理をできるようにお願いをいたしておきます。

次に、設計基準第9の関連で、減歩緩和の取扱方針（案）の3の（2）と（3）につきまして、質問をいたします。

減歩の対象にならない小宅地の土地所有者、いわゆるゼロ減歩の土地所有者は135平方メートル、約40坪までで、それから405平方メートル、約125.5坪未満を傾斜配分として、平均減歩22.27%のところに接続する計算式の説明を受けました。このゼロ減歩の限度を、135から165平方メートル、約50坪までを増加いたしまして、傾斜減歩の最終を、435平方メートル、約131.6坪未満とすることを提案するものであります。

これを、先般配付されました小規模画地減歩緩和率表、これで見ますと、黒の点線が135平方メートルのところ、それから最終のところは405平方メートルという設定を受けたわけでございますが、この限度を135平方メートルから165平方メートル、約50坪まで増加しまして、最終の435平方メートル、約131.6坪未満とすることを提案します。

先般配付されましたこの図表でいきますと、黒の点線が130平方メートル、それから右の405平方メートルのところは当初の案でありまして、それを2マス右に寄せまして、赤でいきましたところですね、それまで。この三角形が、私が提案する傾斜減歩案であります。

当然のことながら、減歩を緩和するには、そのパーセントに見合う施行者の手持ちの土地がなくてはならない相談ですが、本年の1月25日付で配付されました、面積規模配付表によりますと、集計の面積が31万1,792平方メートル、これに22.27%の減歩率を掛けますと6万9,436平方メートル、これが減歩緩和を全くしない減歩面積でありまして、施行者の設計緩和案では5万582平方メートルとなります。私の減歩緩和案では4万8,909平方メートルというふうになります。施行者と私との案の差は1,673平方メートル、わずか506坪でありますので、実行は可能であると推測するものであります。

市では、西口の区画整理事業推進のため、2万平方メートルを目標に用地の確保を実施すると聞いておりますが、ぜひひとつ、無理のない円滑な換地設計のためにも、さらにもう一步踏み込んだ用地の確保を願うものであります。

なお、私の案も正確な資料からのものでなく、また、計算違い等誤りがあるといけませんので、答弁は後日よく調査の上で答えを願えればありがたいというふうに思っています。以上で私の意見を終わります。

会長（新井明夫君） 提案を含めた質問でございまして、次回というご希望がございまして、第14回の区画整理審議会においては、その辺のお考えを詰めていきたいと思っております。

それから、ただいま島田委員さんから提案ということで、ご意見も含めた質問があったわけでございますが、前回私が最後に申し上げましたように、そろそろ皆さん心の準備をしてくださいます、意見も開陳していただくそのタイミングが来たのではないかとこのように会長としては考えておるといことを申し上げました。

島田委員さんは、それに呼応して今お話があったと思うんですが、まあ、今日総括ということでございます。そういう総括の中で、ご意見、それから特に施行者から提案された換地基準、それについて、委員さんの今までの質疑を通して、次の段階まで踏み込んだ質疑もあったわけでございますが、少なくともこれからの区画整理の物差しとなる換地基準（案）について、ここは直してほしいという点が、これが非常に重要な点だろうと思っております。

で、この審議会で審議会委員の、権利者からの負託にこたえる、これは一番最初の重要な場面でございまして、引き続き、今日は総括ということでございまして、次回あたりからは、ひとつこの換地基準（案）がこれでいいのかどうか、そういうことも踏まえ、修正意見も踏まえて、意見を述べてもらう機会に持っていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、それに至る間、まだご質問もあるようでございまして、それを全部ストップさせるということではないんですが、簡単なことといえますか、ちょっとこう、先ほど島谷さんが担当にお尋ねになったように、まずそこで調べて、自分の情報と合っているかどうか確認したいとか、ちょっと事務的に聞けばそれで理解できるとか、そういったものについては、事務局が対応していただく、施行者も対応していただく、それを記録として次の回に必ずペーパーで出していただくということで、その途中経過の質疑応答も透明化を図って、できるだけ時間を有効に使って、これからの意見集約に全勢力をつぎ込んでいくということで会議の運営を図っていきたく。会長の考えでございまして、その点についてはぜひご協力、ご理解を願いたいと思っております。

8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 今の会長さんからのそういうお話だったんですけども、まだちょっと意見を言う段階に私は来てないというのは、資料のことなんですけれども、何回も前から言っているんですけども、訂正版というのをつくっていただいて、総括のときの場にそれを生かすというような、前にも話があったと思うんですね。

それで、条文なんかも横に書いたり、分かりやすいものにしてほしいということで、幾つかずうっと市のほうに言ってきました。それで、最初に出た、一番最初のところの資料のところなんか、訂正版というのを出していただきたいと思うんです。

それには、六町のことを入れてほしいとか、まだまだ私が質問したことがそのまま資料として出ますと言ったものがそ

のまま出てないのがたくさんあるんですけども、やはりそういうものも見てからじゃないと、私は意見というのは言えませんし、先ほど、島田委員さんがおっしゃったように、何か問題が出た場合、処理できない場合は討議をしていくということですけど、討議するといっても、全体像も見えてない。それから、その全体像を見てから換地設計基準（案）をどうするかということじゃないとだめなんですけれども、本当に見えてないんですね。

ですから、やはり特に資料のことに關しては、出してほしいと言ったものがある。私は六町のほうに質問事項も、あれは7月分だったと思うんですけど、その回答も来ていない。で、「六町のほうに来てください」というのであれば、市のほうから行っていただいて、その回答も得ていただきたい。

もう、これは議事録を市のほうが全部見ていけば、ここのところは出した、ここは出してないというのがわかるはずなんです。ですから、そのチェックをきちっとして、資料をきちっとしたものを出していただきたい。それをも見て、もう一度私は、分からないところがあったら分からないと。今だと、分からないまま、何が分からないのかも分からない状態であるんですね。ですから、そこのところはしっかりやっていただきたい。

あと、もう1つは評価の問題なんですけれども、こここのところの勉強會に關しては、勉強というか、いろいろ質問に關してお答えするということがあったんですけども、そういうことも加味しながらやっていかないと、何とも減歩緩和とそれが重なったときに、どういうものが事例として出てくるかというのが、できるだけシミュレーションしないとできないと思うので、評価のこの質問も受けていただきたいと思うんですけども。私はそういう意見です。

会長（新井明夫君） 今、お話がありました評価の問題についてですね、施行者の考えとしては、換地基準が決まってそこで早急に、評価基準ですか、この案をつくるということでございます。できた段階で説明するという約束も、以前の審議會でいただいております。したがって、そこで皆さんに次回あたりお諮りして、評価に關する勉強會を、それが出てきた段階でやろうかということをお諮りしたいということも、前回の會議の終了時に、私、申しております。

後段の件は、ひとつご理解いただけると思いますので、基準（案）ができた段階ではぜひ、この審議會とは別に勉強會を設けてやっていきたい、こういうふうにご了承をぜひいただきたいと思っております。

それと、今、神屋敷委員からご指摘があった点は、私も同感でございます。議事録を読み直してみると、会長がお願いをしたり、あるいは委員がお願いをしたデータについて、その會議で「それはできません」ということではっきり否定した資料については、これはやむを得ないと思うんですが、それに対して反論がないまま来て、資料が出されてないケースが、たしか散見いたします。

したがって、ひとつ全体の運営がスムーズにいくためには、施行者あるいは事務局においてよく点検をしていただきまして、できないものがあるとすれば、その理由を明らかにしてここで説明していただく、できるものは次回出していただいて、その資料に基づく議論もしていただく、こういうふうと考えております。

それからもう1つ、今、島田委員さんから重要なお話があったわけですが、今後、各委員さんから、おそらくそのような審議會の換地設計基準(案)に対するご意見が出てまいると思っております。

で、会長としては、次のような整理をさせていただきたいと思うんですが、事務局において、議事録をもとに、それぞれ発言された内容について、まず整理をする。それから、発言者のほうにおいて意見について、仮にそれが用意されてそれを提供いただけるのであれば、ここで意見を述べた後、それを事務局のほうへお貸しをいただけないか。で、最終的には、それとのカテゴリーにこれを整理して、それに対して皆さんの意見を、腹藏のない意見を今後聞こうというふうと考えております。

で、その先、どうまとめるかというのは、またその時点でお諮りを申し上げたいと思っておりますが、とりあえず質疑のあいだにご意見をおっしゃる方も、これはお受けしていきたいと思っております。ですから、その都度出てきた意見の部分については、これが換地基準に修正という影響がある意見については、その都度、施行者並びに事務局においてしっかり整理して、次回あるいは最終的にそれを総括する、その意見書を総括する段階までには、一覧表になるようにひとつ心がけておいてほしいというふうに思っております。

そのように進めていきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（新井明夫君） そのようにさせていただきます。

3番・島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 実は、誤解を招くといけないので、私の今、考えを申し上げますと、先ほど評価基準のことについて私が発言したというふうに会長はおとりになっているんですが、私はそういうことは分かりません。それが評価基準なるものなのかどうか。

いわゆるこの基準(案)を考えていくときに、住民のほうからの意思としてはそういうものが大切ではないかなという、ただそういう考え、素朴なあれで発言したのであって、先ほど会長から解説していただいて、「ああ、基準(案)ができた後に、そういうものが次の段階で出てくるのであるか」ということも知ったわけなんです。それはもう非常にありがたいので。そういうことでありまして、先を読んで、これを先に早くやってほしいと、そういう意味で申し上げたものではありません。そこまで私の知識はまだ行っておりませんので。

そういうことで、誤解がないようにしていただきたいので、全く素朴な考え方で、設計基準(案)をここで総括質問に

入っていかどうかということも、まだ設計基準（案）についても、どこがよく分かって、どこがよく分からないのかということの整理もあまりついてないものですからね。

ですから、今、会長さんの話で、当然そういう問題は住民からまた出てきて、そしてまたそれを介して、また新しいものが出てくると、そういう繰り返しが絶えず行われるであろうから、そういうことを 100%カットするのではないというようなお話ですから、それは非常にありがたいと思っておりますので。

そういうことで、私はむしろ、あえて誤解を与えないでほしいので釈明させていただきたいと思っております。

会長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 私は、意見を言う段階ではないので、まだ分からないことがあるので、質問の続きをやってもいいんでしょうか、今日、今。

会長（新井明夫君） はい、どうぞ。

委員（神屋敷和子君） これは以前から、ずうっと前から、住民の方のほうから聞いてほしいという資料の、これは11月29日に出た「換地地積の定め方の例」というところの、市からの換地設計基準（案）の一番最初のほうに出た用語解説のときに配られた資料なんですけれども、市のほうで、今、分かりますでしょうか。

換地地積の定め方の例ということで、整理前と整理後で、10万8,000個という、「個」という言葉が出てきています。ここは路線価が540で、200平方メートルだったら10万8,000個になる。それから、路線価が700だったら、155平方メートルで10万8,000個になって同じんだと。で、減歩は22.5%だよという、この「個」というものは何なのか、どうやって決めるのか。

羽ヶ上の場合は1個が45円でしたっけ、ちょっと私、定かじゃないんですけども、その45円というのはどうやって定めるのかということ、まず1つ。

それから、供覧のときに従前従後の個を皆さんにお知らせすると言ったけれども、その差で清算金というのが計算できるのかどうかという、この2つのことなんですけれども、まず。

会長（新井明夫君） 換地の割り込みのこと、それから、事業の最終の段階で清算金を算出するときのその単価。2つの質問ですね。指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） まず、個についてなんですけれども、やはりこの時点では単価が出ておりませんので、計算をする際、路線価と面積ですね、それを掛ける際に、単価が出てないものですから、それを指数として何個と表現をせざるを得ない。それで、それに1点単価を評価員にお諮りをした中で決めていただいて、掛けたものが、いわゆる整理前、整理後の総体的な金額になるということなんですけれども。

それと、1点単価の積算の方法なんですけど、まあ羽ヶ上なんかの例ですと、地区内を30何カ所ですかね、抽出をいたしまして、課税標準額と、あと実勢評価とか、いろいろなものを加味しまして、最終的には課税標準額をもとに1点単価というのが定められております。

従前と換地が、本来であれば、計算をして同じ金額であればこれは一番よろしいんですけども、ですから指数、個という部分が同じであればよろしいわけなんですけれども、換地をしていく中で、どうしてもそれがすべての土地について同じには、なかなかならないんですね。どうしてもその差が出てきてしまいますので、それに対して、じゃあ清算金という形で出てくるということでございます。

会長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 今、30何カ所で調べると聞いたんですけど、以前、私が市に聞いたときには6カ所という話だったんですね。ですから、これもやはり資料として、ちょっと分かりやすく出していただきたいと思います。54円というのを羽ヶ上ではどういうふうにしたのか。とても住民にとっては関心事で、それでその54円というのは事業が終わった完了のときの30何カ所なんですよね。

会長（新井明夫君） どのくらい先になるか分かりませんが、まあ、20年後になるのかどうか分かりませんが、その時点の答弁が、今、責任を持って、地権者に誤解のないように答弁できるとは私は思えません。ですから、羽ヶ上の例だけお答えください。指田担当主幹。

羽村駅西口地区担当主幹（指田富一君） それでは羽ヶ上の例を申し上げますけれども、これも換地処分をする前の一番新しい、いわゆる課税標準額を使っています。それで1点単価を算出するについても、先ほど38カ所だったのでしょうか、それを抽出して出すわけなんですけれども、その単価を決める際には当然、審議会にお諮りをして決める、ああそうじゃない、評価員会にかけてそれを決めるということでございます。失礼しました。

会長（新井明夫君） 8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） そういたしましたら、羽ケ上での例で、こういうふうに1個というのが決まった、で、何カ所ですって、その何カ所はどういうふうに抽出したのか分からないですけれども。それでこの場合の10万8,000個のときの計算式、この場合には差が出てないんですね。ですけれども、何か以前、青木部長さんがお話したときには、供覧のときには従前従後の評価をお知らせするっておっしゃったので、そここのところの関係とか、それで清算金額がわかるのかとか、そういうような、ちょっと私のほうも誤解があるかもしれないですけれども、分かりやすい資料を提示していただければと思うんですけれども。羽ケ上の例で構わないです。

会長（新井明夫君） 資料請求がございました。よく、できたものについて異論がないように、質問者と調整をして資料の作成をお願いします。ほかにございますか。8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 資料でもう1つ。

前、時間がなくて言えなかったんですけれども、平成17年2月23日、第10回土地区画整理審議会の、申し出換地にかかる仮換地案の供覧までのフローの中で、私がきちっと出してほしいと言ったのは、申し出換地の受付終了から換地設計までの、ここの手順を明確に書いたものを出してほしいということを行ったので、どういう手順でどういうふうに決まっていくかということ、ちょっと分かりやすい形で、これも資料でお願いしたいと思うのですが。

会長（新井明夫君） はい、じゃあそれもお願いします。

ほかにございますか。ないようでございますので、ちょうど12時近くなりましたので、以上で第13回でございますが、審議会を終了したいと思います。いろいろと活発なご意見、ありがとうございました。

なお、14回の日程でございますが、7月15日、金曜日、午後2時からを予定しておりますが、よろしゅうございますか。8番・神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） そのことなんですけれども、私のところには、私は何日か前に、ちょっと仕事の関係で、7月の22日以降にしてほしいということを市に告げたんなんですけれども、そのあと、3日後になってから15日の金曜日というふうに言われたんですけれども、ちょっとできましたら、せめて19日以降にしていきたいんですけれども。7月の19日、火曜日以降にしていきたいんですけれども。

で、できれば、何ていうんですか、私のほうにも連絡をいただきたかったと思うんですけれども、調整する前に。

会長（新井明夫君） 暫時休憩いたします。ちょっと調整をお願いします。

午前11時53分 休憩

午前11時56分 再開

会長（新井明夫君） 再開いたします。

第14回の審議会については、7月20日、午前10時、これは大会議室でなくて5階の委員会室でよろしいですね、ということに決定をさせていただきます。

ありがとうございました。以上で閉会いたします。